

藤崎町移住支援事業における地方就職支援金交付要綱

令和6年5月8日

告示第77号

(趣旨)

第1条 藤崎町は、あおもり創生総合戦略及び藤崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、東京都内に本部がある大学を卒業した学生の藤崎町内への移住を伴う県内就職を支援するため、青森県と共同して行う藤崎町移住支援事業において、東京都内に本部がある大学を卒業して、藤崎町に移住する見込みの者が、地方就職支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において地方就職支援金を交付することとする。地方就職支援金の交付については、あおもり移住支援事業実施要領(以下「県実施要領」という。)、法令等の定めるところによるほか、この告示に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 地方就職支援金の金額は、東京圏(東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。以下同じ。)から青森県までの交通費の2分の1の額(令和8年3月13日までの利用分は上限17,000円、令和8年3月14日以降の利用分は上限18,000円)及び東京圏からの移転費(上限108,000円)とする。

(交付回数)

第3条 1人1回を限度とする。

(対象者要件)

第4条 申請時において、次の第1号及び第2号の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウの要件を満たすこと。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある東京圏内(条件不利地域を除く)のキャンパスに在学(原則4年以上)し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、就職活動等に係る経費(交通費)については、在学中(卒業見込み)の場合も対象とする。

(イ) 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内(条件不利地域を除く)に継続して在住している。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 藤崎町内に移住したこと。ただし、就職活動等に係る経費(交通費)については、青森県内に所在する企業等に就職することが内定している場合も対象とする。

(イ) 交付金の交付決定がされた後であって、青森県において地方就職支援金の詳細が移住希望者に対して公表された後に、申請したこと。

(ウ) 地方就職支援金の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ

就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に就職活動等に係る経費(交通費)を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。

(エ) 地方就職支援金の申請日から1年以上、継続して藤崎町に居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に青森県内に所在する企業等に就職し、転入日(住民票を移さずに転出していた者については就業開始日)から1年以上藤崎町に居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他青森県及び藤崎町が地方就職支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

次に掲げるア及びイの要件を満たすこと。

ア 就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が青森県内に所在する企業等に大学又は大学院を卒業・修了してから1年以内に就職していること。

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。

(ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(エ) 官公庁等(第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)ではないこと。

(オ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

イ 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。

ただし、在学中に交通費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

(イ) 移住先市町村を中心とした勤務を基本とする採用であること。

(ウ) 東京圏への勤務を前提としない採用であること。

なお、在学中に交通費を申請する場合は、これらの条件に該当する者として採用される予定であること。

(交付の申請)

第5条 地方就職支援金の申請者は、地方就職支援金交付申請書(様式第1号の1、様式第1号の2又は様式第1号の3)、内定先企業による就業証明書(様式第2号)、在学証明書、交通費・移転費の領収書及び本人確認書類に加え、前条第1号及び第2号の要件を満たすことを証する書類を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書等の提出期限は、令和8年12月28日とする。

(交付決定の通知)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、地方就職支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知する。審査の結果支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(支援金の交付)

第7条 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に地方就職支援金の交付を行う。

(報告及び立入調査)

第8条 青森県及び藤崎町は、青森県地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、青森県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第9条 町長は、地方就職支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、地方就職支援金の全額を請求する。ただし、青森県内での転出については返還を求めないものとするが、藤崎町から青森県内の他市町村へ転出し、その後他の都道府県に転出した場合はこの限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合

イ 在学中に交通費を申請する場合は、申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合

ウ 在学中に交通費を申請する場合は、申請日から1年以内に藤崎町に転入しなかった場合(ただし、申請時に既に申請先市町村に住民票がある場合を除く)

エ 就業開始日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合(ただし、退職日から3箇月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く)

オ 藤崎町への転入日から1年以内に転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は

申請日のいずれか遅い日から1年以内に藤崎町以外の市区町村に転出した場合

(返還免除)

第10条 地方就職支援金の交付を受けた者が、前条に規定する返還要件に該当するに至った原因が、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、地方就職支援金返還免除申請書(様式第4号)に返還免除理由を証する書類を添えて町長に申請することができる。

2 町長は、前項の申請があったときは、青森県と協議のうえ、返還免除の可否に係る決定内容を地方就職支援金返還免除承認通知書(様式第5号)又は、地方就職支援金返還免除不承認通知書(様式第6号)により当該申請者に通知する。
(雑則)

第11条 この告示に定めるもののほか、地方就職支援金の交付に必要な事項は、青森県と藤崎町が協議して定める。

附 則

1 この告示は、令和6年5月8日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則(令和7年5月30日告示第58号)

この告示は、令和7年5月30日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、令和8年5月12日から施行し、令和8年4月1日から適用する。